

厚岸町規則第57号

厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則の一部を改正する規則

厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則（平成18年厚岸町規則第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「前条に規定する軽減措置の対象となる費用に、2分の1を乗じて得た額」を「次の各号に掲げる障害児の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援の利用者のうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児 前条に規定する軽減措置の対象となる費用の額
- (2) 前号以外の障害児 前条に規定する軽減措置の対象となる費用に、2分の1を乗じて得た額

第12条中「第11条」を「前条」に改める。

別記様式第5号中「利用者負担額の2分の1の軽減」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽減措置対策費について適用し、施行日前の軽減措置対策費については、なお従前の例による。